

JIS

乗車用ヘルメット

JIS T 8133 : 2026

(JSAA/JSA)

令和 8 年 3 月 23 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 保安技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	山内 正 剛	国立大学法人信州大学
(委員)	落合 誠	一般社団法人日本非破壊検査協会
	坂口 正之	公益社団法人日本保安用品協会
	嶋田 敦子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	辻 創	一般財団法人カケンテストセンター
	利岡 英和	日本安全靴工業会
	永井 明	公益社団法人日本アイソトープ協会
	西田 和史	建設業労働災害防止協会
	山田 崇裕	学校法人近畿大学
	山本 多絵子	ミドリ安全株式会社

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 45.11.1 改正：令和 8.3.23

官 報 掲 載 日：令和 8.3.23

原 案 作 成 者：公益社団法人日本保安用品協会

(〒113-0034 東京都文京区湯島 2-31-15 和光湯島ビル TEL 03-5804-3125)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-11-28 三田 Avanti TEL 050-1742-6017)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会 (部会長 田辺 新一)

審議専門委員会：保安技術専門委員会 (委員長 山内 正剛)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省イノベーション・環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 種類	3
5 性能	5
5.1 一般	5
5.2 衝撃吸収性	5
5.3 耐貫通性	5
5.4 保持装置の強さ	5
5.5 保持性（ロールオフ）	5
5.6 周辺視野	5
5.7 シールド開放角（シールドを装着したヘルメットに適用）	10
5.8 シールドの強度（シールドを装着したヘルメットに適用）	10
6 構造一般	10
6.1 基本構造	10
6.2 保護範囲	11
6.3 附属品	12
6.4 材料	13
7 試験	13
7.1 人頭模型	13
7.2 試験試料	14
7.3 前処理	14
7.4 衝撃吸収性試験	15
7.5 耐貫通性試験	21
7.6 保持装置の強さ試験	22
7.7 保持性（ロールオフ）試験	24
7.8 周辺視野試験	26
7.9 シールド開放角試験（シールドを装着したヘルメットに適用）	26
7.10 シールドの強度試験（シールドを装着したヘルメットに適用）	26
8 表示及び情報	26
8.1 ヘルメットへの表示	26
8.2 注意事項	27
8.3 取扱説明書	27
附属書 A（規定）人頭模型へのヘルメットの装着方法	28
附属書 B（参考）基準人頭模型（参照平面上方の形状及び寸法）	29

	ページ
附属書 C (参考) 基準人頭模型 (参照平面下方の形状及び寸法)	33
解 説	37

まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、公益社団法人日本保安用品協会（JSAA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS T 8133:2015** は改正され、この規格に置き換えられた。

なお、令和 9 年 3 月 22 日までの間は、産業標準化法第 30 条第 1 項等の関係条項の規定に基づく JIS マーク表示認証において、**JIS T 8133:2015** を適用してもよい。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

白 紙

乗車用ヘルメット

Protective helmets for motor vehicle users

1 適用範囲

この規格は、原動機付自転車、自動二輪車（サイドカー付きを含む。）、及び一般四輪自動車の運転者及び同乗者のための乗車用ヘルメット（以下、ヘルメットという。）について規定する。

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS B 1501 転がり軸受－鋼球

JIS G 3101 一般構造用圧延鋼材

JIS G 4401 炭素工具鋼鋼材

ISO 6487, Road vehicles－Measurement techniques in impact tests－Instrumentation

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。

3.1

ヘルメット

頭部に着用することによって、衝撃エネルギーを吸収して頭部傷害を軽減することを目的とするもの

3.2

帽体

使用者の頭部を覆い、ヘルメットの外形を形づくるもの

3.3

衝撃吸収ライナー

帽体の内側に沿って取り付けられている衝撃を吸収するための部材

3.4

内装クッション

ヘルメット使用者のかぶり心地をよくするための部材